

議案の概要(2)

令和6年第1回市議会定例会

八王子市

条例改正	八王子市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例設定について	財政部
		税制課
概要	地方税法の改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者に係る個人市民税の雑損控除の特例を定めるもの	
<p>【内容】</p> <p>令和6年（2024年）1月1日に発生した能登半島地震による災害（以下「令和6年能登半島地震災害」という。）の被災者の負担軽減を図るため、地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）が同年2月21日に公布及び施行されたことに伴い、条例を改正するもの。</p> <p><改正内容></p> <p>1 雑損控除の特例（附則第5条の4） 令和6年能登半島地震災害による住宅や家財等の資産に係る損失について、所得割の納税義務者の選択により、令和5年（2023年）に生じた損失として、令和6年度（2024年度）の個人市民税における雑損控除の適用対象とすることができることを定める。</p> <p>2 規定整備（附則第6条） 法の一部改正に伴い、条例中で引用する法の条項が繰り下がったことから、条例の規定を改める。</p> <p><施行日> 公布の日</p>		
<p>【法令等】</p> <p>○地方税法（昭和25年法律第226号） 第314条の2、附則第4条の4、改正後の附則第4条の5</p> <p>○地方税法施行令（昭和25年政令第245号） 第48条の6</p>		